第8期 飯田市分別収集計画

平成 28 年 8 月 19 日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

昨今、廃棄物処理施設の確保が非常に困難な状況にある中、当市の最終処分場の 埋立計画期間は残り8年となり、今後も引き続き、少しでも長く使えるよう延命化 を図っていく必要がある。

本計画はこのような状況に鑑み、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という。)第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民、事業者、行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- 市民、事業者、行政が一体となった環境負荷の低減
- ・リサイクル商品の積極的使用による循環型社会の構築
- ・分別収集の全市的な取り組みの推進

3 計画期間

本計画の計画期間は平成29年4月を始期とする5カ年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器 (無色、茶色、その他)、段ボール、その他の紙、ペットボトル及びプラスチック 製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
容器包装廃棄物	5, 117 t	5, 087 t	5,056 t	5, 026 t	5,004 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を引き続き実施する。

- ・ごみ処理費用負担制度の運用
 - ごみの排出者にごみの排出量に応じてごみ処理手数料の負担を求めることにより、ごみの減量を図る。
- ・買い物時の簡易包装化の推進

南信州レジ袋削減推進協議会へ参加し、平成21年2月よりレジ袋有料化(無料配布中止)に取り組んできたが、引き続き、マイバッグ持参運動を推進し、同協議会の目標である"平成26年9月までにレジ袋辞退率を95%以上にする"を達成した現状においてもレジ袋辞退率を持続していく。

- ・各地区まちづくり委員会等と連携したごみの削減と適正処理の推進 各地区まちづくり委員会、資源物回収団体、消費者団体、女性団体等と協力し、 イベントや広報などでの周知活動、視察や研修会の開催などにより、ごみの減量 と適正処理を推進する。
- ・各地区まちづくり委員会との協働によるごみの組成調査の実施 各地区まちづくり委員会との協働により、燃やすごみと埋立ごみの組成調査を 実施し、容器包装等の資源物の混入状況を公表することで、リサイクルに係る市 民の意識の向上を図る。
- ・家庭から排出されるごみの減量に向けた取組の研究 ごみの適正処理啓発市民ボランティアをはじめ、市民と市が連携し、家庭から 排出されるごみを減量するための手法を研究する。
- ・ごみ分別学習会等への講師の派遣 廃棄物の適正な処理について知識を有する市民を環境アドバイザーとして市長 が委嘱し、地域等で開催されるごみ分別学習会等へ講師として派遣する。
- ・学校教育におけるごみの適正処理に関する知識の普及 小中学校における環境マネジメントシステムの取組により、義務教育において ごみの減量や分別などを推進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集 に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

ごみ中間処理施設、最終処分場等の処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に 勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の利便性や協力度、民間の受け入れ施設、回収効率等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する	容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分		
主としてスチール 主としてアルミニ	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	資源ごみ	金属	
主として ガラス製の 容器	ガラス製の 茶色のガラス製容器		(透明) (茶) (その他)	

主として段ボール製の容器	資源ごみ	紙 (段ボール)	
主として紙製の容器であって飲料を充てん するためのもの(原材料としてアルミニウム が利用されているものを除く。)	資源ごみ	紙 (その他紙)	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	貝伽こか	※ 1 ※ 2	
主としてポリエチレンテレフタレート製の 容器であって飲料、しょうゆ等を充てんする ためのもの	資源ごみ (ペットボトル)		
主としてプラスチック製の容器包装であっ て上記以外のもの	資源ごみ(プラマーク)		

- ※1 現行の市の分別区分である「紙資源」中の「その他紙」で混合回収するものとする。
- ※2 紙製の容器包装のうち、原材料としてアルミニウムが利用されているものは 燃やすごみに区分する。また、ポリエチレン、プラスチックが利用されている ものは、埋立ごみに区分する。ただし、平成29年9月以降は、ポリエチレン、 プラスチックが利用されている紙製の容器包装は、燃やすごみに区分する。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器 リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)

	平成	29 年度	平成	30 年度	平成	31 年度	平成	32 年度	平成 3	3 年度
主としてスチール製										
の容器		152t		152t		151t		150t		149t
主としてアルミニウム										
製の容器		218t		216t		215t		214t		213t
無色のガラス製容器	(合	計) 183t	(合	·計) 182t	(合	計) 181t	(合	計) 180t	(合	計) 179t
無色のカノク聚谷帝	(引渡量) Ot	(独自処理量) 183t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 182t	(引渡量) Ot	(独自処理量) 181t	(引渡量) Ot	(独自処理量) 180t	(引渡量) Ot	(独自処理量) 179t
茶色のガラス製容器	(合	計) 138t	(合	計) 138t	(合	計) 137t	(合	計) 136t	(合	計) 135t
米色のカノク教合命	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 138t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 138t	(引渡量) Ot	(独自処理量) 137t	(引渡量) Ot	(独自処理量) 136t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 135t
その他の色のガラス	(合	計) 77t	(合	·計) 77t	(合	計) 77t	(合	計) 76t	(合	·計) 76t
製容器	(引渡量) 77 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 77 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 77 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 76t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 76 t	(独自処理量) 0 t
主として紙製の容器										
包装であって、飲料										
を充填するためのも										
の(原材料としてア										
ルミニウムが利用さ										
れているものを除										
<。)		152t		152t		151t		150t		149t

主として段ボール製 の容器		980t		974t		968t		962t		958t
主として紙製の容器であって、上記以外	(€	計) 762t	(台	計) 758t	(台	計) 753t	(≙	計) 748t	(合	計) 745t
のもの	(引渡量) O t	(独自処理量) 762t	(引渡量) O t	(独自処理量) 758t	(引渡量) O t	(独自処理量) 753t	(引渡量) O t	(独自処理量) 748t	(引渡量) Ot	(独自処理量) 745t
主としてポリエチレン テレフタレート(PET)	(台	計)	(合	*計)	(合	計)	(台)計)	(合	計)
製の容器であって飲 料又はしょうゆその		50t		50t		49t		49t		49t
他主務大臣が定め る商品を充てんする	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
ためのもの	50t	0t	50t	0t	49t	0t	49t	0t	49t	0t
主としてプラスチック 製の容器包装であっ	(€	計) 1,366t	(≙	計) 1,358t	(≙	計) 1,349t	(≙	計) 1,341t	(合	計) 1,336t
て上記以外のもの	(引渡量) 1 , 366t	(独自処理量) 〇t	(引渡量) 1 , 358t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 1 , 349t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 1,341t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 1,336t	(独自処理量) 0 t
(うち白色 トレイ)	(台	計) 0t	(全	計) 0t	(全	計) 0t	(台	計) Ot	(合	·計) 0t
	(引渡量) O t	(独自処理量) Ot	(引渡量) 0 t	(独自処理量) Ot	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 0t	(引渡量) O t	(独自処理量) 0t	(引渡量) O t	(独自処理量) Ot

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器 包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定 方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル第2条第6項に規定する主務省 令で定める物の量の見込み

- =直近年度の特定分別基準適合物等の収集実績×人口変動率 及び、
- =直近年度の特定分別基準適合物等の収集実績×分別排出率×人口変動率

なお、人口変動率は、飯田市次期総合計画の策定あたって公表した「総人口・年齢区分人口の推移(飯田市)」における2015年、2020年、2025年の推計人口(展望人口)から次のとおり設定した。

平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
100,576 人	99, 978 人	99,379 人	98,780 人	98,356 人
(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
99. 41%	99.41%	99. 40%	99.40%	99. 57%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集の実施主体

分別収集する 容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分		収集、 運搬段階	選別、 保管等段階
主として スチール製の容器	資源ごみ	 ↓ E	市による	民間業者
主として アルミニウム製の容器	貝伽しか	金属	定期回収	(委託)

	無色の ガラス製容器	Vita Maria 2 2 4	(透明)			
主として ガラス製 の容器	茶色の ガラス製容器	│ 資源ごみ │ (ガラス ○ びん)	(茶色)	市による 定期回収	民間業者 (委託)	
V / 石 和 ·	その他の ガラス製容器	070)	(その他)			
主として 段ボール製の容器 主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)			紙 (段ボール)			
		資源ごみ	紙 (その他)	市による 定期回収	民間業者(委託)	
· ·	主として紙製の容器包装 であって、上記以外のもの					
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		資源ごみ (ペットホ	ミトル)	市による 定期回収	民間業者 (委託)	
主としてプラスチック製 の容器包装であって上記 以外のもの		資源ごみ	資源ごみ (プラマーク)		民間業者 (委託)	

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

- ・スチール製の容器及びアルミニウム製の容器については、市内の民間事業者に処理を委託する。
- ・ガラスびん及びペットボトルについては、市内の民間事業者に減容圧縮・保管等 を委託する。
- ・段ボール製の容器及びその他の紙製の容器包装については、市内の民間事業者に 処理を委託する。
- ・その他プラスチック製の容器包装については、市内の民間事業者に選別減容圧縮・ 保管等を委託する。

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する 容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分		収集容器	収集車	中間処理
主として スチール製の容器	資源ごみ	金属	袋	ダンプ車等	民間業者
主として アルミニウム製の容器	貝伽しか	並偶	衣	グンノ単守	(委託)

+1.1 ~	無色の ガラス製容器 まとして *** *** *** *** *** *** *** *** *** *		(透明)				
主として ガラス製 の容器 ガラス製容器	資源ごみ (ガラス びん)	(茶色)	折り畳み式 エコバッグ	ユニック車	民間業者 (委託)		
り行船	その他の ガラス製容器	0.70)	(その他)				
主として 段ボール	製の容器		紙 (段ボール)				
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)		資源ごみ	紙 (その他)	縛る	ダンプ車等	民間業者(委託)	
	紙製の容器包装 、上記以外のも						
レフタレ あって飲	ポリエチレンテ ート製の容器で 料、しょうゆ等 するためのもの	資源ごみ (ペットボトル)		折り畳み式 エコバッグ	ユニック車	民間業者(委託)	
	プラスチック製 装であって上記 の	資源ごみ (プラマー	資源ごみ (プラマーク)		パッカー車等	民間業者 (委託)	

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)

- ・資源物回収団体への活動支援
 - あらかじめ飯田市資源物回収団体連絡協議会へ登録し、市内に居住する者で組織された営利を目的としない団体に対して補助金を交付し、資源回収活動を支援する。
- ・食品スーパー等の店頭回収の利用促進 飯田市公式ウェブサイトやごみリサイクルカレンダー等による啓発活動により、 食品スーパー等におけるトレイ、ペットボトル、紙パック、アルミ缶等の店頭回 収の利用を促進する。